

「あいちカーボンニュートラルチャレンジ」の手引き

2024年4月

愛知県環境局

1 あいちカーボンニュートラルチャレンジの概要

事業者自らが自主性や創意工夫を活かしたCO₂削減目標と具体的な取組内容を宣言し、県が認定・PRする制度です。

県が、事業者からの宣言を認定し、その事業者の環境貢献活動を広く社会にPRすることにより、事業者の取組を後押しするとともに、他の事業者や他の地域への展開を期待することができます。

宣言書には、「我が社は、地球温暖化対策に対してこのように取り組む」ということを具体的に盛り込み、カーボンニュートラルの実現に向けた行動の羅針盤として活用していただくことを期待しています。

※この制度は、自主的な行動計画であり、目標が未達成であっても罰則等はありません。

2 宣言書の作成・提出の対象となる事業者

本制度の趣旨に賛同し、地球温暖化対策を積極的に推進する意欲のある県内に事業所を有する事業者が対象です。

「事業者」の範囲（例）

- ・企業全体
- ・事業所（工場・支店・支社・営業所等）
- ・チェーン店全体
- ・関連企業を含む企業グループ全体 など

※それぞれの状況に応じた単位で作成してください。（最小単位は事業所）

3 宣言書の提出方法

本制度に参加しようとする事業者は、宣言書を提出してください。なお、途中で目標の変更等があれば、再提出することが可能です。

（1）提出書類

- ・あいちカーボンニュートラルチャレンジ宣言書（様式1）
- ・あいちカーボンニュートラルチャレンジ（取組計画）（様式1_別紙1）
- ・あいちカーボンニュートラルチャレンジ（CO₂削減目標）（様式1_別紙2）
- ・あいちカーボンニュートラルチャレンジ（CO₂排出量の昨年度実績）（様式1_別紙3）

（2）提出方法

あいち電子申請・届出システム又はメール

※あいち電子申請・届出システムは、下記のリンク先からご利用できます。

https://www.shinsei.e-aichi.jp/toppage-aichi-t/top/municipalitySelect ion_initDisplay.action

また、メールの場合は、ondanka@pref.aichi.lg.jpへ送信してください。

(3) 提出期限

毎年度4月1日～9月末日まで

(4) その他

宣言書を提出し、県が承認した事業者には、当該年度の12月頃に認定証をお渡しします。

4 宣言書の作成方法

(1) 取組計画の作成（様式1_別紙1）

事業者自ら自主性や創意工夫を活かしたCO₂削減の「具体的取組」について記載してください。

（数値目標が設定できる項目については、できる限り記載してください。）

(2) CO₂削減目標の作成（様式1_別紙2）

・2019年度以降の任意の年度を基準年度に設定し、その年度のCO₂排出量を算定してください。

・2030年度以降の任意の目標年度を設定し、CO₂削減目標を立ててください。

※CO₂排出目標の指標は、総排出量又は排出原単位（CO₂総排出量を密接に関連する指標で割った値）のどちらかを選択してください。

（参考）「あいち地球温暖化防止戦略2030（改定版）」の産業・業務部門の取組指標（KPI）では、地球温暖化対策計画書制度に基づく事業者の総排出量について2030年度に2019年度比で35%削減という目標を設定しています。

(3) CO₂排出量の昨年度実績（様式1_別紙3）

CO₂排出量（総排出量又は排出原単位）を算定し、報告してください。

※(2) CO₂削減目標の作成（様式1_別紙2）で基準年度を昨年度とした場合は、提出は必要ありません。

5 実績報告書の提出方法

2年目以降、毎年度、実績報告書を提出してください。

(1) 提出書類

- ・あいちカーボンニュートラルチャレンジ実績報告書（様式2）
- ・あいちカーボンニュートラルチャレンジ（取組の実施結果）（様式2_別紙1）
- ・あいちカーボンニュートラルチャレンジ（CO₂排出量の実績値）（様式2_別紙2）

(2) 提出方法

あいち電子申請・届出システム又はメール

※あいち電子申請・届出システムは、下記のリンク先からご利用できます。

https://www.shinsei.e-aichi.jp/toppage-aichi-t/top/municipalitySelection_initDisplay.action

また、メールの場合は、ondanka@pref.aichi.lg.jp へ送信してください。

(3) 提出期限

毎年度4月1日～7月末日まで

6 実績報告書の作成方法

(1) 取組の実施結果の作成（様式2_別紙1）

様式に従い、各取組項目の取組状況について記載してください。

宣言書で数値目標を設定している項目については、その数値目標及び数値目標に対する進捗状況を記載してください。

(2) CO₂排出量の実績値の作成（様式2_別紙2）

前年度のCO₂排出量（総排出量又は排出原単位）を算定し、報告してください。

削減率（対基準年度比）に基づき、ランクアップの評価を行います（詳細は「7 ランクアップ」をご覧ください）。

なお、本制度は自主的な行動計画であり、目標が未達成であっても罰則等はありません。

※2年連続で実績報告書の提出がない場合、認定を取り消します。

7 ランクアップ

本制度ではCO₂排出量の削減の取組を継続させるための励みとしていただくため、CO₂排出量の削減率(実績値)に応じて、ランクアップする仕組みとしています。

ランクアップについて

宣言 : 本制度の参加者として認定

ブロンズ : CO₂排出量が基準年度比 15%以上 35%未満の削減

シルバー : CO₂排出量が基準年度比 35%以上 50%未満の削減

ゴールド : CO₂排出量が基準年度比 50%以上 100%未満の削減

プラチナ : カーボンニュートラル

※1 事業者自ら目標設定で選択した、CO₂総排出量又は排出量原単位で評価

※2 基準年度は、事業者自ら設定した 2019 年度以降の任意の年度

※3 宣言時に既に基準年度比 15%以上の削減をしていた場合(様式様式 1_別紙 3 を添付)は、削減率に応じて、宣言年度 にブロンズ等の認定を実施。

8 登録するメリット

- ・宣言した事業者については、県のWeb ページ等で削減目標や取組内容をPR します。
- ・ランクに応じた認定証を、原則、毎年開催している「あいち地球温暖化対策フォーラム」で交付します。

9 「愛知県地球温暖化対策推進条例」に基づく地球温暖化計画書制度の対象者について

地球温暖化対策計画書制度の対象事業者が、同制度と同一の事業所範囲で宣言する場合は、以下の取扱いとなります。

- ・CO₂排出量の実績値

地球温暖化対策計画書・実施状況書と同じ値となります。

- ・実績報告書の提出

地球温暖化対策計画書制度に基づき、地球温暖化対策実施状況書を提出することにより、実績報告書の提出とみなします。

10 その他

- ・CO₂削減の取組内容やCO₂排出量に係る根拠資料の提出、訪問調査をお願いする場合があります。
- ・その他、県の環境施策へのご協力をお願いする場合があります。
- ・あいちカーボンニュートラルチャレンジに係る虚偽の申請や報告等の不正があった場合、2年連続で実績報告書の提出がない場合は、認定を取り消します。